

国産純粋種豚改良協議会規約

平成28年3月31日制定

(名称)

第1条 本協議会は、国産純粋種豚改良協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、一般社団法人日本養豚協会に置く。

(目的)

第3条 協議会は、我が国の純粋種豚の能力向上を図り、能力の高い種豚の確保及び供給をすることで、我が国の養豚経営の安定を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 純粋種豚の改良を推進するための事業
- 二 純粋種豚を利活用するための事業
- 三 その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本協議会は、次に掲げるものをもって組織する。

- 一 純粋種豚の生産者
- 二 豚の生産者団体
- 三 試験研究機関
- 四 学識経験者
- 五 行政機関
- 六 前各号に掲げる者のほか、本協議会の目的に賛同し、会長が認める者

(役員)

第6条 本協議会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名

三 監事 1名

- 2 前項の役員は前条の会員の中から総会において選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第7条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 監事は、以下に各号に掲げる業務を行う。
 - 一 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - 二 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - 三 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員が任期中に辞任したときは、後任者が残任期間を引き継ぐものとする。

(任期満了の場合)

第9条 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(役員解任)

第10条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その役員に対し、その旨をあらかじめ通知し、かつ、議決の前に弁明の機会を与えるものとする。

- 一 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- 二 職務上の義務違反その他役員たるに相応しくない非行があったとき

(役員報酬)

第11条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(総会の種別等)

第12条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。

3 通常総会は、事業実施年度1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

一 会員現在数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

二 第7条第3項第三号の規定により監事が招集したとき。

三 その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第13条 前条第4項第一号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第14条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第15条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

一 事業実施計画及び収支予算の設定に関すること。

二 事業実施状況報告及び収支決算に関すること。

三 諸規程の制定及び改廃に関すること。

四 その他協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第16条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 協議会の解散
- 二 会員の除名
- 三 役員解任

(書面又は代理人による議決)

第17条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到達しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。

4 第14条第1項及び第4項並びに第16条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第18条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

- 一 開催日時及び開催場所
- 二 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、前条第4項により当該総会に出席したとみなされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
- 三 議案
- 四 議事の経過の概要及びその結果
- 五 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちから、その総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかななければならない。

(役員会)

第19条 役員会は、会長及び副会長をもって構成し、役員から請求があり、会長が必要と認めたとき、又は、会員の過半数から請求があるときに開催する。

2 役員会は、次の職務を行う。

- 一 総会に付議すべき事項の決定
- 二 総会から付託された事項の決定
- 三 その他協議会の会務執行の決定

(業務の執行)

第20条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- 一 事務処理規程
- 二 会計処理規程
- 三 その他特に必要と認めた規程

(書類及び帳簿の備付け)

第21条 協議会は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- 四 その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

(会計年度)

第22条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第23条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 会費
- 二 国、地方公共団体から交付される補助金
- 三 その他の収入

(会費)

第24条 本協議会の会員は、本規約で定めた年会費を納めるものとする。

2 年会費は、生産者 20,000 円、生産者団体 50,000 円、試験研究機関 50,000

円、行政機関 50,000 円とする。

3 学識経験者は、会費を徴収しない。

4 第 5 条第 6 号の会長が認める者は、その構成等を踏まえ、別途会費を徴収できるものとする。

5 納められた会費は、返還しない。

(資金の取扱い)

第 25 条 協議会の資金の取扱方法は、会計処理規程で定める。

(事業実施計画及び収支予算)

第 26 条 協議会の事業実施計画及び収支予算は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第 27 条 会長は、事業終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

一 事業実施状況報告書

二 収支計算書

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第 1 項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第 2 条の事務所に備え付けておかなければならない。

(事業終了後及び協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第 28 条 協議会が解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、同条の事業に係る国又は地方公共団体からの交付相当額にあつては、国又は当該地方公共団体に返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

(細則)

第 29 条 要領、運用その他この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成28年3月31日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の役員を選任については、第6条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 3 協議会の設立初年度の事業実施計画及び予算の議決については、第27条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 協議会の設立初年度の会計年度については、第22条の規定にかかわらず、この規約の施行日から平成29年3月31日までとし、平成28年度の会費は徴収しない。